

社会福祉法人清流共生会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 地域活動支援センターの経営

(ヘ) 老人介護支援センターの経営

(ト) 幼保連携型認定こども園の経営

(チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(リ) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の経営

(ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ル) 生計困難者に対する相談支援事業の経営

(ヲ) 一時預かり事業の経営

(ワ) 放課後児童健全育成事業の経営

(カ) 母子家庭日常生活支援事業の経営

(ヨ) 父子家庭日常生活支援事業の経営

(タ) 寡婦日常生活支援事業の経営

(レ) 養育支援訪問事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清流共生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県大分市大字森字太郎丸336番地に置く。



第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

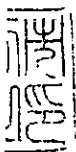
第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)



第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で選任する。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第23条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うについて善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会に議長を置き、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の互選で選任する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

建 物

1 大分市大字種具字南谷2ノ153番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建事務所・倉庫1棟（382.65平方メートル）

2 大分市大字種具字南谷141番地、142番地、143番地2所在の鉄筋コンクリート造スレート瓦葺陸屋根3階建清流苑デイサービスセンター及び地域交流ホーム並びに在宅介護支援センター・訪問看護ステーション・ヘルパーミーティングルームの苑舎1棟（793.34平方メートル）

3 大分市大字種具字南谷149番地、148番地、151番地所在の鉄筋コンクリート造瓦葺地下1階付5階建ケアハウス・ジョリーメイト清流苑及び清流苑ヘルパーステーションの苑舎1棟（2,636.37平方メートル）

4 大分市大字種具字南谷2の153番地所在の鉄筋コンクリート造瓦葺3階建住宅型有料老人ホーム東雲の苑舎1棟（1,110.35平方メートル）

5 大分市大字関園字池ノ上747番地1、744番地、745番地、746番地、747番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板・合金メッキ鋼板・かわらぶき2階建幼保連携型認定こども園高田のぞみこども園の園舎1棟（1,832.54平方メートル）

6 大分市大字常行字仲間ノ久保266番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建のぞみヘルスケアセンターの苑舎1棟（980.49平方メートル）

7 大分市西新地二丁目39番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建総合ケアセンター舞鶴清流苑の苑舎1棟（2,540.6平方メートル）

8 大分市大字猪野字新土井729番地1、727番地2、730番地2 大分市大字小池原字東谷417番地2 所在の木造瓦葺3階建の特別養護老人ホーム明治清流苑の苑舎1棟（3,600.82平方メートル）附属建物として木造瓦葺平家建ポンプ室1棟（9.9平方メートル）附属建物2として木・鉄筋コンクリート造かわらぶき2階建1棟（169.89平方メートル）

9 大分市大字常行字仲間ノ久保263番地、264番地1 所在の木造合金メッキ鋼板・かわら

ぶき平家建グループホームびわのす・小規模多機能型居宅介護施設びわのすの苑舎1棟(693.60平方メートル)

10 大分市大字猪野字新土井729番地1、727番地2、大分市大字小池原字東谷417番地2、417番地1 所在の鉄骨造陸屋根地下1階付4階建特別養護老人ホーム明治清流苑の苑舎1棟(3,158.13平方メートル)

11 大分市大字森字太郎丸336番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム清流苑の苑舎1棟(5,062.38平方メートル)

12 大分市大字森字太郎丸336番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホームにれのはの苑舎1棟(307.32平方メートル)

13 大分市大字森字太郎丸400番地1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建デイサービスセンター清流苑苑舎1棟(539.92平方メートル)

14 大分市大字森字太郎丸400番6所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建共同生活援助フオレスト1番館1棟(199.05平方メートル)

土 地

1	大分市大字種具字南谷	144番	宅地 (3,122.00平方メートル)
2		141番	宅地 (221.00平方メートル)
3		142番	宅地 (99.00平方メートル)
4		142番2	宅地 (69.12平方メートル)
5		142番3	宅地 (72.26平方メートル)
6		143番3	原野 (192.00平方メートル)
7		137番6	原野 (56.00平方メートル)
8		2の153番1	宅地 (978.72平方メートル)
9		143番2	宅地 (263.00平方メートル)
10		3の138番	原野 (66.00平方メートル)
11		138番1	山林 (23.00平方メートル)
12		2の138番	山林 (19.00平方メートル)
13		137番2	原野 (3.54平方メートル)
14		139番	畑 (79.00平方メートル)
15		140番	畑 (112.00平方メートル)
16		141番2	宅地 (41.87平方メートル)
17		148番	宅地 (396.00平方メートル)
18		148番2	宅地 (104.66平方メートル)
19		148番3	宅地 (29.24平方メートル)
20		151番	宅地 (119.00平方メートル)
21		149番	宅地 (396.00平方メートル)
22		150番	畑 (39.00平方メートル)
23		143番1	原野 (105.00平方メートル)
24		2の143番	山林 (89.00平方メートル)
25		3の143番	山林 (19.00平方メートル)

26	3の153番	山林 (49.00平方メートル)
27	144番2	宅地 (70.27平方メートル)
28	144番3	宅地 (106.28平方メートル)
29	152番	山林 (56.00平方メートル)
30	156番1	山林 (43.00平方メートル)
31	159番	山林 (304.00平方メートル)
32	160番	山林 (400.00平方メートル)
33	167番1	田 (504.00平方メートル)
34	大分市大字関園字池ノ上 747番1	宅地 (622.00平方メートル)
35	747番2	宅地 (722.00平方メートル)
36	大分市西新地二丁目 39番	宅地 (2, 126.11平方メートル)
37	大分市大字猪野字新土井 727番2	宅地 (417.73平方メートル)
38	729番1	宅地 (3, 807.36平方メートル)
39	729番2	山林 (479.00平方メートル)
40	730番2	宅地 (9.91平方メートル)
41	732番2	宅地 (115.87平方メートル)
42	大分市大字小池原字尾崎 429番1	山林 (761.00平方メートル)
43	429番2	山林 (111.00平方メートル)
44	429番3	山林 (230.00平方メートル)
45	430番1	雑種地(570.00平方メートル)
46	430番2	雑種地(474.00平方メートル)
47	434番	畑 (867.00平方メートル)
48	448番	畑 (1, 339.00平方メートル)
49	大分市大字小池原字東谷 397番8	宅地 (176.56平方メートル)
50	417番1	宅地 (280.52平方メートル)
51	417番2	宅地 (1, 962.46平方メートル)
52	417番3	山林 (142.00平方メートル)
53	419番	山林 (1, 501.00平方メートル)
54	421番1	山林 (948.00平方メートル)
55	421番2	山林 (157.00平方メートル)
56	大分市大字猪野字正明 691番2	宅地 (18.69平方メートル)
57	大分市大津町一丁目 103番	宅地 (213.59平方メートル)
58	104番	宅地 (508.59平方メートル)
59	大分市大字常行字仲間ノ久保263番地	宅地 (1, 127.00平方メートル)
60	264番地1	宅地 (1, 127.45平方メートル)
61	262番地7	宅地 (105.68平方メートル)
62	262番地9	宅地 (16.34平方メートル)
63	大分市大字関園字池ノ上 744番地	宅地 (885.00平方メートル)
64	745番地	宅地 (687.00平方メートル)
65	746番地	宅地 (621.00平方メートル)

66	大分市大字関園字池ノ上	749番5	畑	(313.00平方メートル)
67		750番5	畑	(296.00平方メートル)
68		751番	墓地	(9.91平方メートル)
69	大分市大字森字太郎丸	336番	宅地	(9,694.98平方メートル)
70	大分市大字森字太郎丸	400番1	宅地	(1,281.68平方メートル)
71	大分市大字森字太郎丸	400番5	宅地	(157.90平方メートル)
72	大分市大字森字太郎丸	400番6	宅地	(347.11平方メートル)

(合計 43,477.4平方メートル)

- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業及び第41条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大分市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大分市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護ステーションの事業
- (2) 訪問入浴介護の事業
- (3) 居宅介護支援事業

- (4) 介護予防・生活支援事業の受託運営
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修事業
- (6) 介護予防訪問入浴介護の事業
- (7) 介護予防訪問看護の事業
- (8) 介護予防支援の事業
- (9) 地域包括支援センターの事業
- (10) 有料老人ホームの事業
- (11) 介護保険法に基づく第一号介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 医療法人との賃貸契約による賃貸収入事業
- (2) 太陽光発電による売電収入事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない

(収益の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)


第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大分市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大分市長に届け出なければならない。



第11章 公告の方法その他

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人清流共生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

（施行細則）

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 佐藤太一

理 事 江藤源哉

〃 児玉 直

〃 首藤益三

〃 竹内義美

〃 首藤一雄

監 事 鶴田作太郎

〃 板井 学

平成6年8月19日定款変更認可(指令高齢福第987号)

(定款準則の改正に伴う、字句の変更、追加、訂正及び基本財産の増)

平成7年6月2日定款変更認可(指令高齢福第544-1号)

(定数準則の改正、基本財産の増)

平成7年6月9日定款変更認可(指令高齢福第544-2号)

(事業目的の追加、評議員会の設置)

平成9年2月4日定款変更認可(指令高齢福第242-20号)

(事業目的の追加、基本財産の増)

平成11年1月4日定款変更認可(大分市指令第1771号)

(定款準則の改正に伴う、字句の変更、追加、訂正及び基本財産の増、並びに大分市中核市移行に伴い所轄庁の変更による)

平成12年3月30日定款変更認可(大分市指令第2742号)

(基本財産の増加並びに公益事業の追加)

平成12年8月16日定款変更認可(大分市指令第1158号)

(事業目的の追加、基本財産の増)

平成13年9月12日定款変更認可(大分市指令第570号)

(社会福祉事業法等の一部改正、基本財産の増)

平成14年9月2日定款変更認可(大分市指令第629号)

(事業目的の追加)

平成15年5月9日定款変更認可(大分市指令第185号)

(事業目的の追加、基本財産の増、公益事業及び収益事業の追加)

平成16年3月12日定款変更認可(大分市指令第1355号)

(事業目的の追加、条文内容の追加・変更・訂正等)

平成16年11月15日定款変更届出

(基本財産の増)

平成17年12月12日定款変更認可(大分市指令第2639号)

(基本財産の増、条文内容の変更、追加)

平成18年6月13日定款変更認可(大分市指令第1509号)

(事業目的の追加、条文内容の変更)

平成18年11月27日定款変更認可(大分市指令第4755号)

(条文内容の追加・削除、基本財産の増)

平成20年1月11日定款変更認可(大分市指令第6246号)

(条文内容の変更・削除、基本財産の増)

平成20年11月6日定款変更認可(大分市指令第4859号)

(基本財産の増、字句の挿入)

平成21年11月30日定款変更認可(大分市指令第5791号)
(基本財産の減)

平成23年4月8日定款変更認可(大分市指令第47号)
(事業目的の追加、基本財産の増)

平成24年4月19日定款変更認可(大分市指令第30号)
(事業目的の追加、基本財産の増)

平成25年6月18日定款変更認可(大分市指令第1240号)
(事業目的の追加)

平成26年1月17日定款変更認可(大分市指令第11号)
(条文内容の変更、基本財産の増)

平成26年4月25日定款変更認可(大分市指令第135号)
(条文内容の変更、基本財産の増)

平成28年2月3日定款変更認可(大分市指令第5447号)
(事業の変更、事業の追加、基本財産の名称変更、基本財産の増)

平成28年6月21日定款変更認可(大分市指令第767号)
(事業の追加)

平成29年1月25日定款変更認可(大分市指令第4230号)
(社会福祉法人制度改革に伴う変更)

平成30年10月30日定款変更認可(大分市指令第2874号)
(事務所の所在地の移転による変更、基本財産の増、地目の訂正)

令和元年9月26日定款変更認可(大分市指令第2214号)
(基本財産の減、基本財産の名称変更、基本財産の増)

令和3年3月15日定款変更認可(大分市指令第6416号)
(法人の名称変更、事業の追加、常務理事職の廃止)

令和3年11月17日定款変更認可(大分市指令第4588号)
(条文の変更、基本財産建物の増、基本財産土地分筆)

令和4年 **7** 月 **12** 日定款変更認可(大分市指令第 **1507**号)
(事業の追加、基本財産建物の増)